

【詳細版・中古住宅購入】令和8年3月31日までに転居した方が対象

# !! 子育て世帯の住替えを支援 !!

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、中古住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

## <子育て世帯住替え助成金>

民間賃貸住宅へ  
住替え  
又は  
中古住宅購入の方

最大

25

万円

助成対象経費  
合計額の

1/2

基本額  
(子育て世帯)

15万円

+

多子世帯の場合

上限5万円引上げ

+

親世帯との  
同居又は近居  
の場合

上限5万円引上げ

### 多子世帯



子ども※、妊娠している者  
の子が2人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の最初  
の3月31日までの間にある者

### 親世帯との同居



子育て世帯+親世帯

両世帯が同居していること

### 親世帯との近居



直線距離  
1.2km  
以内

子育て世帯

親世帯

両世帯の住居が直線距離で  
1.2km以内であること

このパンフレットは、令和8年3月31日までに【購入した中古住宅】へ転居した方向けです。  
民間賃貸住宅へ転居した方は、「【詳細版・民間賃貸住宅】を、令和8年4月1日以降に転居した方は、  
「令和8年度子育て世帯市内引越し応援事業」及び「令和8年度三世帯同居・近居住替え支援事業」を  
ご確認ください。

募集期間：令和8年4月1日（水）から令和8年8月30日（日）（必着）まで  
申請期限：転居日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はオンラインでの受付のみです。

## ■ 目次 ■

○助成対象となる世帯の要件・・・P 2	○手続きの流れ・・・P 5
○転居後の住宅の要件・・・P 3	○必要書類・・・P 5～P 8
○助成対象となる経費及び助成金額・・・P 4	○申請書および各様式記入例・・・P 9

## ■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件												
<input type="checkbox"/>	○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点） ・ 扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・ 妊娠している方がいる世帯（母子手帳の交付を受けていること）												
<input type="checkbox"/>	○ 表に定める住宅間で転居を行う世帯であること※1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅（福岡市内）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</td> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅</td> <td>○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）</td> </tr> <tr> <td>○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</td> <td><b>※3 公的賃貸住宅(公営住宅、URなど)への 住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</b></td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 転居前・転居後の住宅の契約者となる同居者は、子の扶養義務者に限ります。          ※2 申請者又は同居者が所有する持ち家からの住替えは、離婚・配偶者からの暴力等を理由に別居する場合の転居のみ対象です。</p>	転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※3	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）	○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）	○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅	<b>※3 公的賃貸住宅(公営住宅、URなど)への 住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</b>	○ 申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家		○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※2	
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※3												
○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）												
○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）												
○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅	<b>※3 公的賃貸住宅(公営住宅、URなど)への 住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</b>												
○ 申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家													
○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※2													
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護等を受給していない世帯であること※4												
<input type="checkbox"/>	○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していないこと												
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと												
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと※4												
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）※4												
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること												
<input type="checkbox"/>	○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、近隣トラブル等による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。												

※4 生活保護を受給していないこと、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと、及び転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと(転居前が福岡市以外の場合)については、別世帯の配偶者(単身赴任等)や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても確認を行います。

■ **転居後の住宅の要件** ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※5</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">世帯人数</th> <th style="background-color: #fce4ec;">2人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">3人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">4人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">5人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">住戸専用面積</td> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合は</u>次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. <u>妊娠中の者は</u>2人とする。</p> <p>ウ. <u>子どもが10歳未満の場合は</u>、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上								
<input type="checkbox"/>	<p>○ <b>住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること（妊娠中の者は2人とする）※5</b></p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4ec;">世帯人数</th> <th style="background-color: #fce4ec;">2人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">3人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">4人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">5人</th> <th style="background-color: #fce4ec;">6人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">家賃</td> <td>78,000円以下</td> <td>83,000円以下</td> <td>89,000円以下</td> <td>94,000円以下</td> <td>100,000円以下</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	78,000円以下	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	78,000円以下	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下								
<input type="checkbox"/>	<p>○ <b>昭和56年6月1日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること</b></p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。 (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ <b>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</b></p>												

※5 転居後の住宅の専用面積及び家賃については、別世帯の配偶者(単身赴任等)や世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ **親世帯との同居・近居、多子世帯の要件** ■ ※必須要件ではありません

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	<b>同居</b> ○ 親世帯と子育て世帯が同居していること
<input type="checkbox"/>	<b>近居</b> ○ 親世帯と子育て世帯の住居が直線距離で1.2km以内となること
<input type="checkbox"/>	<b>多子世帯</b> ○ 子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）、妊娠している者の子どもが2人以上いる世帯

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った中古

住宅購入費用

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○中古住宅購入費用	×その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用 (人件費や梱包資材に係る費用など) ○引越しに伴うエアコン、洗濯機(転居前住宅から移設したものに限り)などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

■ 助成金額 ■

○ 助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額15万円)

注意：① 家主から立退料(移転引越し費用等)が支払われている。

② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。

⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

○ 親世帯と同居・近居、多子世帯は、上記上限額をそれぞれ5万円上げます。

<計算例>

① 両親・子3名の3人世帯の場合(助成上限額：15万円)

助成対象となる経費	助成率	助成金額
○中古住宅購入費用 20,000,000円	1/2	150,000円(上限額)

② 両親・子2名の4人世帯かつ親世帯と近居の場合(助成上限額：25万円)

助成対象となる経費	助成率	助成金額
○中古住宅購入費用 20,000,000円	1/2	250,000円(上限額)

## ★手続きの流れ

### STEP 1 令和8年3月31日までに市内の購入した中古住宅へ引越し

「申請者」又は「同居者」が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う福岡市内の民間賃貸住宅\*又は「申請者」又は「配偶者」が購入した中古住宅へ引っ越します。  
※申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除きます。

### STEP 2 転入届・転居届の提出

転居先の区役所市民課又は出張所で、  
「転入届」又は「転居届」を提出してください。(引越し日から14日以内)

### STEP 3 助成金の交付申請

窓口申請は  
事前の電話予約が  
必要です

引越し日から5カ月以内に申請（窓口・郵送・オンラインで受付）してください。  
申請窓口・書類の郵送先はパンフレットの最後のページに記載しています。  
(例)令和8年3月5日に引越しをした場合、5カ月目の令和8年8月4日（必着）までが申請期限となります。  
※転居日から5カ月を過ぎていると受付はできません。  
次ページからの提出書類を必ずご確認ください。

### STEP 4 申請受付メールに返信

申請受付メールを送付いたしますので、必ずご返信ください。  
結果通知の際に当メールアドレスを使用します。

### 審査・通知 [市]

(申請書の提出から、約3カ月後に、審査結果をメールで通知します。)

### 助成金の振込み [市]

指定の銀行口座にお振込みをいたします。  
(振込日の連絡は行っておりません。通知メールが届いてから、1カ月程度でお振込みをいたしますので、通帳の記帳等でご確認ください。)

5カ月以内

約3カ月

約1カ月

## ★交付申請の必要書類

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。  
ただし、同意しない場合は下記の※1、2の書類の提出が必要となります。

- ・申請する前に、次の書類がそろっているか、必ず確認をお願いします。
- ・申請は、窓口（要予約）、郵送またはオンラインで受け付けます。  
※住民票・市区町村税に滞納がないことの証明書・戸籍謄本・建物の登記事項証明書等は【原本】の提出が必要です。窓口または郵送でご提出ください。  
【写し】の記載がある必要書類については、原本の提出は不要です。  
※指定の様式(様式第1、5、9、10号)は市のHPに掲載しております。  
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

### 【必ず必要な書類等（1／3）】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	申請書は、福岡市 HP から印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し【原本】 ※交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員(16歳以上)の、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書【原本】 ※交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯全員(16歳以上)の、転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類(転居前の居住地が福岡市以外の場合)【原本】 (例)・完納証明書 ・滞納が無いことの証明書等 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※助成金の申請日(市役所に書類が届いた日)時点で交付を受けてから30日を過ぎていた場合、再度取得が必要になるため、ご注意ください。 ※令和7年度中に転居前市外に居住していたことがある方は、福岡市内間で転居を行う場合も、上記書類が必要となる場合があります。 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※上記の証明書を発行していない自治体からお引越される方は、事前にご相談ください。	
<b>本人が申請する場合</b>		
<input type="checkbox"/>	○ 運転免許証、マイナンバーカード(裏面不要)などから1点【写し】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
<b>本人以外(代理人)が申請する場合</b>		
<input type="checkbox"/>	○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード(裏面不要)などから1点【写し】 ※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。	
<input type="checkbox"/>	○ 委任状【原本】	※参考様式は、福岡市 HP に掲載しています

★次ページへ続きます★

## ★転居前の住宅についての必要書類

【必ず必要な書類等（2／3）】

≪転居前の住宅について≫ 民間賃貸住宅・公的賃貸住宅・社宅の場合		
<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書又は入居決定通知書【写し】※福岡市営住宅からの転居で、交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は <u>不要</u> でない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第9号）	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	○ 解約月から直近6カ月間の家賃の支払い状況が分かる書類【写し】 ※福岡市営住宅からの転居で、交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は <u>不要</u> （例）・家賃引落としの通帳、領収書、給与明細等 <ない場合は、以下を提出> ・家賃等未払いがないことの証明書（転居前の住宅用）（様式第10号）	【通帳提出の場合・必要なページ】 ・通帳表紙 ・解約月から直近6カ月分の家賃が記載されたページ（注：支払者氏名、金額、支払先が確認できるように印刷してください。） ※家賃の振込先が家賃債務保証会社等の場合、貸主や管理会社との関連を確認できる書類を提出していただく場合があります。
<input type="checkbox"/>	○ 解約日が分かる書類【写し】 ※福岡市営住宅からの転居で、交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は <u>不要</u> （例）解約精算書等	※賃貸住宅証明書（様式第9号）等で解約日が確認できる場合は、提出不要です。
持ち家の場合（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家 or 申請者又は同居者が所有する持ち家）		
<input type="checkbox"/>	○ 申請者又は同居者の2親等以内の親族の持ち家であることを証する書類【原本】 （例）・建物の登記事項証明書等	※転居日時時点で申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有している持ち家が対象です。登記事項証明書は30日以内に交付を受けたものをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	○ 2親等以内の親族との関係が証明できる書類【原本】 （例）・戸籍謄本等	※持ち家の名義人と近居・同居をする場合は、近居・同居の証明用の戸籍謄本1部をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	○ 申請者又は同居者の持ち家であることを証する書類【原本】 （例）・建物の登記事項証明書等	※離婚・配偶者からの暴力等の理由による転居のみ <u>助成対象です。</u>
≪離婚・配偶者からの暴力等の理由による転居の場合≫（いずれかを提出）		
<input type="checkbox"/>	○ 離婚したことを証する書類 （例）・戸籍謄本【原本】 ・受理証明書等【写し】 ○ 配偶者からの暴力等の被害者であることを証する書類【写し】 （例）・警察への相談履歴等	※上記に記載している転居前住宅に関する書類について、配偶者からの暴力等を理由に転居する方で提出が難しい場合は、ご相談ください。

★次ページへ続きます★

## ★転居後の住宅・助成対象経費についての必要書類

### 【必ず必要な書類等（3／3）】

チェック	必要書類	備考
<p>＜転居後の住宅について＞</p>		
<input type="checkbox"/>	○ 中古住宅売買契約書【写し】	【必要なページ】 ・所在地、物件名、売買金額がわかるページ ・売主、買主の記載および押印されているページ
<input type="checkbox"/>	○ 重要事項説明書【写し】	【必要なページ】 ・面積、施工年月日がわかるページ ・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域外かを確認できるページ
<input type="checkbox"/>	○ 転居日を確認できる書類【写し】 (例) ・引越し代の領収書、転居前住宅の解約精算書	※交付申請書兼同意書(様式第5号)の転居日欄に左記書類に記載の領収日・解約日等を記入してください。

## ★その他の必要書類

### 【転居後の物件が備考欄の記載に当てはまる場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	★ 耐震性能があることを確認できる書類【写し】 (例) ・耐震診断結果報告書 ・耐震改修報告書 等	※重要事項説明書に耐震診断が必要な建物と記載されている場合(昭和56年5月31日以前に建築された物件) ※昭和56年6月1日以降に建築された物件でも、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない可能性があります。不動産会社等へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	★ 建築主事等交付による <u>検査済証</u> 【写し】	※ <u>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域</u> に転居する場合のみ

### 【妊娠中の場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 母子手帳(妊娠中の場合)【写し】	【必要なページ】 ・表紙(交付日を確認します) ・子の保護者欄 (福岡市交付の母子手帳の場合、1ページ目) ※転居時点で誕生していない子どもについて必要です

### 【立ち退き料・移転引越し費用等の支払いを受けた場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 立退き・移転引越し費用等に係る通知書【写し】 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書(転居前の住宅用)(様式第9号)	※立退き料(移転引越し費用等)の金額の記載があるもの

### 【親世帯と近居をする場合、親世帯に必要な書類】

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	○ 戸籍謄本等の親子関係が証明できるもの【原本】
<input type="checkbox"/>	○ 親世帯全員の住民票の写し【原本】 ※福岡市内に住んでいる方で、交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は <u>不要</u> (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの)
<input type="checkbox"/>	○ 運転免許証、マイナンバーカード(裏面不要)などから1点【写し】

記入例【助成金交付申請書兼同意書（1 / 2）】

様式第5号

福岡市子育て世帯住替え助成金交付申請書兼同意書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 福岡市長

申請者 (世帯主)	ふりがな	てんじん たろう	転居日	令和 ○年 ○月 ○日
	氏名	天神 太郎	電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・○○○-○○○-○○○○(本人) ・○○○-○○○-○○○○(配偶者)
	メール	(申請受付通知・交付決定通知をメールにて送付しますので、大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) ○○○○○○○@○○○○.○○○		
住所	現	(〒○○○-○○○○) 福岡市 ○○ 区○○ 丁目○○番○○号 ○○アパート ○○○号室		
	旧	福岡市○○区○○ 丁目○○番○○号 ○○ハイツ ○○○号室		
	認定を受けている場合の認定番号		第 号	

福岡市子育て世帯住替え助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、下記の【誓約事項】に掲げる助成対象者の要件に該当していることを誓約します。なお、助成対象者の要件の審査のため、申請にあたり市に提出した個人情報を基に、福岡県警察（誓約事項1の確認）及び市情報所管課（誓約事項2～4の確認）に対して照会すること並びに次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

1 住替え後の世帯の状況（妊娠中の方はチェックをつけて下さい。）  転居日時点で妊娠中  
(確認欄)

下記の世帯員以外に生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が  いません。  います。

	同意欄	ふりがな	続柄	生年月日
1	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう 天神 太郎	本人 (申請者)	昭(○)平/令 ○○年 ○○月○○日 (○○歳)
2	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ 天神 花子	妻	昭(○)平/令 ○○年 ○○月○○日 (○○歳)
3	<input checked="" type="checkbox"/>	てんじん いちろう 天神 一郎	子	昭(○)平/令 ○○年 ○○月○○日 (○○歳)
4	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 ( 歳)
5	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 ( 歳)
6	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 ( 歳)

(別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。)

1	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 ( 歳)
	住所	(〒 - )		

記

【誓約事項】

1 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。2 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者ではありません。3 困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の転居費用を受給していません。4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者ではありません。

記入例【助成金交付申請書兼同意書（2／2）】

【同意事項】

同意する内容	チェック
住民基本台帳の情報について閲覧がされること。	<input checked="" type="checkbox"/>
市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。	<input checked="" type="checkbox"/>
【福岡市営住宅から転居の場合のみ】市営住宅管理電算システムの情報について閲覧がされること。	<input type="checkbox"/>

2 近居する場合の親世帯について

（親世帯同意欄）  近居要件の確認のため、住民基本台帳の情報について閲覧がされることに同意します。

親世帯 (世帯主)	ふりがな		生年月日	昭/平	年	月	日
	氏名						
住所	(〒 - )						

3 助成対象経費

中古住宅を 購入した方	区分	金額 (消費税込)	(市審査欄) ※記入しないでください。
	中古住宅購入費用	2,500万円	万円
民間賃貸住宅へ 転居した方	礼金	円	円
	仲介手数料	円	円
	家賃債務保証料	円	円
	住宅保険料	円	円
	鍵交換費用	円	円
	転居前の住宅に係る原状回復費用	円	円
	転居前の住宅の清掃(クリーニング)・消毒費用	円	円
	引越費用	円	円
	エアコン等取付・取外工事費用 ※転居前の住宅から移設したものに限り。	円	円
	(その他)	円	円
合計		円	円

4 立退き料等の有無・金額 有・無 (有の場合 金額 \_\_\_\_\_ 円) 助成交付金額 ¥ \_\_\_\_\_ (多子・近居・同居)

5 就職・転勤等のため、移転・引越し費用等の支給の有無・金額 有・無 (有の場合 金額 50,000 円)

(チェック)

- 転居後の住宅は、申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅ではない。
- 申請内容に虚偽がないことを表明・確約する。
- 申請内容に虚偽があった場合には、当該助成金の全部を市長に返還し、一切異議を申し立てない。

ゆうちょ銀行は、店名・口座番号を通帳の表紙を開いたページの下段にて確認してください

6 助成金振込先口座 ※記入する口座は申請者名義のものに限ります。口座番号は右づめでご記入ください。

金融機関名	福岡市役所 銀行 福岡 <input checked="" type="radio"/> 本店・支店									
預金種別	<input checked="" type="radio"/> 普通・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
口座名義 (カナ)	テ	ン	シ	ン	タ	ロ	ウ			



## 記入例【賃貸住宅証明書<転居前の住宅用>】

※この書類は、転居前の住宅の家賃の領収書や引き落としの通帳がない又は提出したくない場合に、家主や管理会社に記入してもらう書類です。

様式第 10 号

### 家賃等未払いがないことの証明書（転居前の住宅）

賃借人の氏名 (社宅の場合、居住者)	<b>天神 太郎</b>
証明物件の所在地 (住所)	<b>福岡市中央区天神1丁目8番1号</b>
証明物件の名称・ 住戸番号	名称： <u>〇〇アパート</u> 住戸番号： <u>201</u> 号室

上記物件の、家賃（使用料）（月額）70,000 円（※共益費、管理費等は除く）について、  
直近6か月（令和〇年〇〇月分～令和〇年〇〇月分）の支払いに未払いはありません。

私は、上記記載内容に相違ないことを証明します。

**令和〇年 〇月〇〇日**

賃貸人又は管理会社 住所 福岡市中央区大名2丁目5番31  
(社宅の場合、勤務先) 氏名 代表取締役 早良 三郎  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※この証明書は、「福岡市子育て世帯住替え助成金」の申請にあたり、福岡市に提出します。  
また、証明書の内容について、福岡市から発行元へ電話確認等を行います。

お問い合わせの際は、  
「子育て世帯住替え(すみかえ)助成金」  
についてとお伝えください。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

**福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当**  
(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00/13:00~17:00) FAX : 092-733-5589

MAIL : sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejosei\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejosei_2.html)

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!

ホームページは  
こちらからも

